

服部川・郡川地区まちづくりニュース

平成31年4月刊行 第16号
発行：八尾市都市政策課

このたび、「生前贈与はどうするの?」「土地区画整理事業予定区域内では、いつまで耕作できる?」など、多数の方からお問い合わせがあったことから、まちづくりニュースを刊行させていただきます。

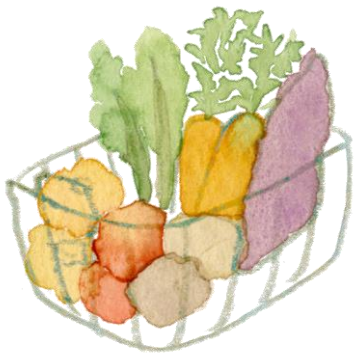
生前贈与の手続きの一般的なフロー

- ①生前贈与に関する検討
(だれに贈与するのか、メリット・デメリット等)
↓
- ②贈与契約書作成(2週間程度)
↓
- ③農業委員会へ申請(農地法第3条の申請)
↓1~2ヶ月
- ④登記申請(贈与登記)
↓1~2週間
- ⑤登記完了



※贈与を受ける人は、農地法上の許可要件(現在耕作面積と贈与を受ける農地面積を合計して2000㎡以上必要等)を満たす必要がありますので、農業委員会事務局へご確認ください。
電話番号：072-924-3897

土地区画整理事業予定区域内の方は 2019年12月末までに農作物の収穫を完了してください



郡川土地区画整理準備組合員の方が対象となりますが、個別面談でもお伝えしているとおり2020年1月頃から土地区画整理事業に伴う文化財調査などを始める予定をしております。

つきましては、区域内での耕作については、2019年12月末までに農作物の収穫を完了していただきますようお願いいたします。



生産緑地地区の指定申込は 5/20 までにお申し込みください

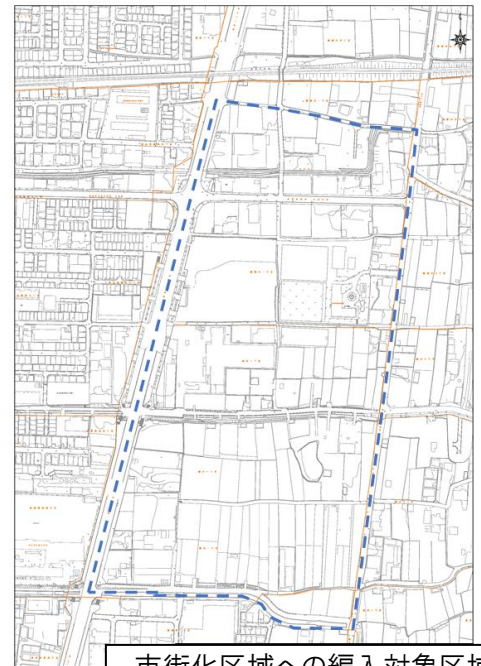
右図の区域において、市街化調整区域から市街化区域に編入されると、土地の評価については、市街化区域に編入された年の翌年度の課税から市街化区域の評価となります。

市街化区域への編入は、2019年9月末に予定しており、賦課期日は1月1日であることから、2019年12月に生産緑地地区指定の決定を予定しております。

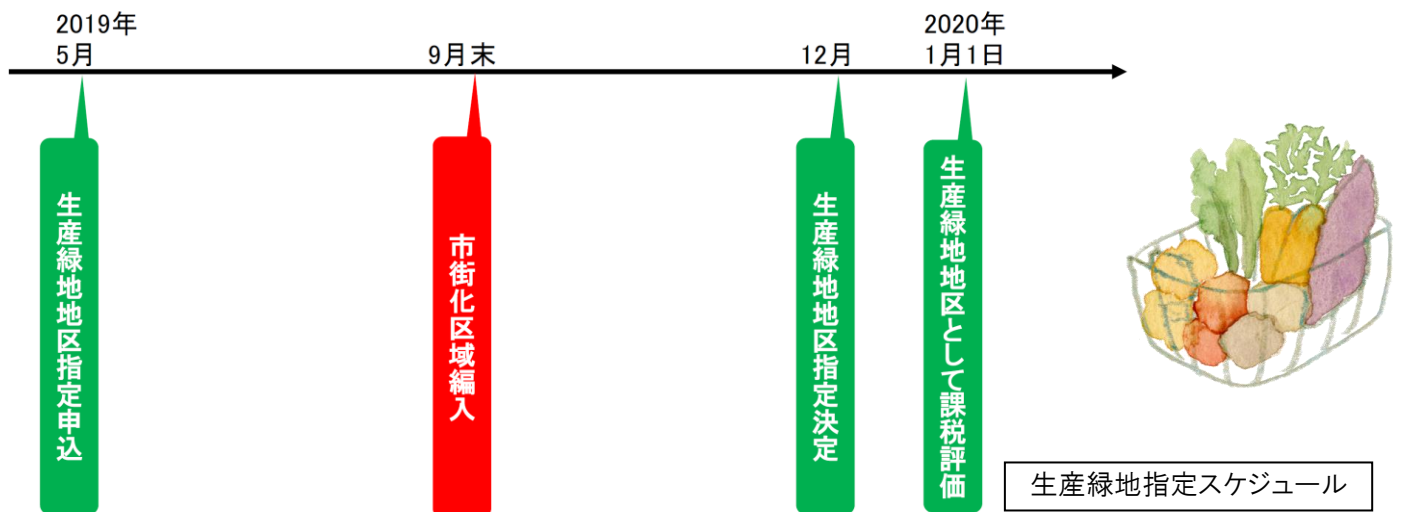
つきましては、市街化区域編入に伴い生産緑地地区の指定をご希望される方は、2019年5月20日（月）までに八尾市都市政策課までお申し込みしていただきますようお願いいたします。

なお、指定には次のすべての条件を満たし、かつ現地調査などの結果、生産緑地法に基づく指定が可能な農地であり、所有権・抵当権などの権利者の同意が必要です。

- ①現況が農地である。
- ②公害などの防止、農林漁業と調和した都市環境の保全などの効用、公共施設などの用地に適している。
- ③同一地権者で一団300㎡以上。
- ④用排水などの営農継続可能条件を満たしている。



市街化区域への編入対象区域



編集後記

郡川土地区画整理準備組合員の方を対象として、3月に個別面談をさせていただきました。お忙しい中お越しいただきありがとうございました。

業務代行予定者である矢作建設工業株式会社が区画整理事業について検討をすすめておりますが、まちづくりはまだまだこれからです。今後、さらにまちづくりをより良いものにしていくには地権者の皆様のご協力が不可欠です。

今後も、積極的なまちづくりの取り組みへのご協力をお願いいたします。

まちづくりニュースの内容及びまちづくりに関するお問合せ・ご相談は下記までお尋ねください。

八尾市服部川・郡川地区まちづくり勉強会事務局
(八尾市都市整備部都市政策課 橋本・中井・片山)

- ◆ 電話：072-924-3850（直通）
- ◆ FAX：072-924-0207
- ◆ E-mail：toshiseisaku@city.yao.lg.jp

